

喜多方市勤労青少年ホーム条例施行規則第6条第1項第4号の減免措置基準

喜多方市勤労青少年ホーム条例施行規則第6条第1項第4号の減免措置の基準は、次に定めるところによる。

喜多方市勤労青少年ホーム条例施行規則（使用料の減免）

第6条第1項第4号

前3号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要と認める場合 教育委員会が定める額

（1）使用料の全額を免除するもの

- ① 青少年の育成を促進する観点から減免する場合
 - ・ 18 歳以上 40 歳未満の者の個人利用又は 18 歳以上 40 歳未満で構成される団体による利用
- ② 教育的見地から減免する場合
 - ・ 市内保育所、幼稚園、こども園、市内小中高等学校及び PTA が利用する場合
- ③ 障がい者の社会参加を促進する観点から減免する場合
 - ・ 障がい者個人の利用、又は障がい者が半数以上の団体の利用
- ④ 高齢者の社会参加を促進する観点から減免する場合
 - ・ 75 歳以上の高齢者の個人利用又は 75 歳以上で構成されている団体による利用
- ⑤ 市民の福祉増進の観点から減免する場合
 - ・ 国、他の地方公共団体が、市民の福祉の増進のため実施する事業

（2）使用料の二分の一を免除するもの

- ① 青少年の育成を促進する観点から減免する場合
 - ・ 18 歳以上 40 歳未満の者が半数以上の団体の利用
- ② 高齢者の社会参加を促進する観点から減免する場合
 - ・ 65 歳以上 75 歳未満の高齢者又は 65 歳以上 75 歳未満の者が半数以上で構成される団体による利用

【備考】

- ・ 上記以外で、疑義が生じるものに関しては、その都度協議するものとする。
- ・ 減免措置を受けようとする団体等は、減免申請書と併せてその団体等の構成員が分かる資料（名簿等）を提出すること。

附 則

この基準は、令和5年1月1日から施行する。